



中橋 友子
議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問 2006年に障害者自立支援法が成立し、医療費や施設利用費の自己負担が導入され、障がいを持つ人や施設運営に大きな困難をもたらしてきた。法改正が約束されていたが今年成立した新法は、自立支援法の一部を変えただけで、問題の解決にはなってない。障がいのあるなしにかかわらず、公平・平等で安心して日常生活活動を送ることができる社会を築くことは、国と自治体の責務である。

町は現在「第3期幕別町障がい者福祉計画」を策定中だが、町内には入所施設がないため町外の施設に頼らなければならぬ現状や、報酬が低く通所施設の運営が困難な現状など課題が沢山ある。また今年になつて相次いだ孤立死も福祉の谷間で適切な対処がされていなかつたことが原因のひとつであり、早急な対策が必要であり次の点を伺う。

町長 ①現状では十分な把握ができるいない状況であり、障がい児を除く障がい福祉サービス利用者216名はほとんどの方が市町村民税非課税で障害者控除後の所得金額を加味しても、125万円以下であると考えられる。

②法の改正により本年4月からは、サービスの支給決定のプロセスが見直されるため、相談支援体制の確立が、より一層重要なものと考えている。今後、関係団体と連携し資格取得者の増員を図り、相談支援体制の強化を図りたい。

③平成24年3月1日現在、施設通所の方は68名、施設入所の方は

- ①障がい者の実態調査。
- ②相談支援体制の確立。
- ③施設の利用状況。
- ④入所施設など基盤整備。
- ⑤施設支援。
- ⑥福祉ネットワークの確立。
- ⑦国への働きかけ。

中でも、「ひまわりの家」は、施設が老朽化しており改善が求められていると考えており、これからも障がい者の福祉向上を図るため、施設整備の支援に取り組んでいきたい。

⑥高齢者などの孤立死をなくす取り組みは、本町にとつても喫緊の課題であると認識している。

問

障がいを持つ人が安心して暮らせる町に

答

相談支援体制の強化を図りたい



民生常任委員会でひまわりの家を訪問

地域での見守りや災害時などにも助け合うことができる環境を整えるため、見守り体制の必要性について公区長会議等で話をさせていただきたい。

⑦新法の基本合意まで1年余りとなつたが、新法の全体像はいまだに示されていない。新たな法の制定が真に障がい者とそのご家族の望むものとなるように、町村会等を通じ国に要望していきたい。